

議 案 参 考 資 料

令和2年6月 定例会

(目 次)

○大村市消防団員等公務災害補償条例の改正概要（第34号議案関係）……………	(1)
○大村市消防団員等公務災害補償条例（新旧対照表）（第34号議案関係）…	(2)
○大村市税条例の改正概要（第35号議案関係）……………	(7)
○大村市税条例（新旧対照表）（第1条関係）（第35号議案関係）……………	(1 2)
○大村市税条例（新旧対照表）（第2条関係）（第35号議案関係）……………	(3 3)
○大村市税条例（新旧対照表）（第3条関係）（第35号議案関係）……………	(3 4)
○大村市税条例等の一部を改正する条例（令和元年大村市条例第10号）（新旧 対照表）（第4条関係）（第35号議案関係）……………	(4 6)
○大村市都市計画税条例（新旧対照表）（第5条関係）（第35号議案関係）	(4 7)
○大村市都市計画税条例（新旧対照表）（第6条関係）（第35号議案関係）	(5 1)
○大村市税条例等の一部を改正する条例（平成30年大村市条例第24号）（新 旧対照表）（附則第9条関係）（第35号議案関係）……………	(5 2)
○大村市手数料条例（新旧対照表）（第36号議案関係）……………	(5 4)
○大村市国民健康保険条例（新旧対照表）（第37号議案関係）……………	(5 5)
○大村市後期高齢者医療に関する条例（新旧対照表）（第38号議案関係）…	(5 9)
○大村市介護保険条例（新旧対照表）（第39号議案関係）……………	(6 0)
○大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正概 要（第40号議案関係）……………	(6 1)
○大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（新旧対 照表）（第40号議案関係）……………	(6 2)
○大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定 める条例の改正概要（第41号議案関係）……………	(6 4)
○大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定 める条例（新旧対照表）（第41号議案関係）……………	(6 5)
○大村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 （新旧対照表）（第42号議案関係）……………	(6 6)

○消防ポンプ自動車図面（第43号議案関係）	（67）
○物品等入札状況調書（第43号議案関係）	（68）
○大村線竹松・諏訪駅間新大村（仮称）新駅他位置図（第44号議案関係）	…（69）
○大村線竹松・諏訪駅間新大村（仮称）新駅他平面図（第44号議案関係）	…（70）
○大村市国民健康保険条例の改正概要（第45号議案関係）	（71）
○大村市国民健康保険条例（新旧対照表）（第45号議案関係）	（72）
○大村市介護保険条例の改正概要（第46号議案関係）	（74）
○大村市介護保険条例（新旧対照表）（第46号議案関係）	（75）
○公用車の物損事故について（報告第10号関係）	（76）
○大村市立小学校内における窓の落下事故について（報告第11号関係）	…（78）
○工事請負契約の変更について（報告第12号関係）	（80）
○農道上の自動車破損事故について（第51号議案関係）	（81）

大村市消防団員等公務災害補償条例の改正概要（第34号議案関係）

1 改正の理由

消防団員等の公務災害に対する損害補償の算定の基礎となる日額（以下「補償基礎額」という。）については、消防組織法等の規定により、政令に定める基準に従い条例で定めることとされている。同政令が改正されたことに伴い、本条例も同様に改正するものである。

2 改正の内容

(1) 消防団員の補償基礎額を次のとおり引き上げる。

階級	勤務年数	改正前	改正後	差額
団長及び副団長	10年未満	12,400円	12,440円	40円
	10年以上20年未満	13,300円	13,320円	20円
	20年以上	14,200円	14,200円	—
分団長及び副分団長	10年未満	10,600円	10,670円	70円
	10年以上20年未満	11,500円	11,550円	50円
	20年以上	12,400円	12,440円	40円
部長、班長及び団員	10年未満	8,800円	8,900円	100円
	10年以上20年未満	9,700円	9,790円	90円
	20年以上	10,600円	10,670円	70円

(2) 消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を8,800円から8,900円に引き上げる。

(3) 障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率について、所要の改正を行う。

3 施行日

公布の日（令和2年4月1日以後に支給すべき事由が生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用）

大村市消防団員等公務災害補償条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日（以下「事故発生日」という。）において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、8,900円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなくなるとして非常勤消防団員等の</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、8,800円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の</p>

改正後	改正前
<p>扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>4 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第3条の3 略</p> <p>(障害補償年金前払一時金)</p> <p>第3条の4 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給</p>	<p>原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなくなるとして非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>4 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第3条の3 略</p> <p>(障害補償年金前払一時金)</p> <p>第3条の4 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給</p>

改正後	改正前
<p>されるべき障害補償年金の額を、事故発生日における法定利率に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</p> <p>6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては、当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。</p> <p>(遺族補償年金前払一時金) 第4条 略 2～6 略 7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月（次条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなつたもの（以下この項において「特例</p>	<p>されるべき障害補償年金の額を、100分の5に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</p> <p>6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては、当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。</p> <p>(遺族補償年金前払一時金) 第4条 略 2～6 略 7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月（次条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなつたもの（以下この項において「特例</p>

改正後	<p>遺族補償年金受給権者」という。)が第1項の申出を行った場合 にあっては、その者が当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等 の死亡の時期に応じ次条第2項の表の右欄に掲げる年齢(以下こ の項において「支給停止解除年齢」という。)に達する月)の翌 月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合 には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次に掲げ る額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するま の間、その支給を停止する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺 族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給 されるべき遺族補償年金の額を、事故発生日における法定利率 に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があ るときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加 えた数で除して得た額</p> <p>8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に 係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支 給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該遺族補償年 金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき 当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係 る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間 に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から 起算して1年を超える場合にあっては当該遺族補償年金前払一 時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故 発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経 過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞ れ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から</p>
改正前	<p>遺族補償年金受給権者」という。)が第1項の申出を行った場合 にあっては、その者が当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等 の死亡の時期に応じ次条第2項の表の右欄に掲げる年齢(以下こ の項において「支給停止解除年齢」という。)に達する月)の翌 月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合 には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次に掲げ る額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するま の間、その支給を停止する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺 族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給 されるべき遺族補償年金の額を、100分の5に当該支給期月 以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、こ れを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して 得た額</p> <p>8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に 係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支 給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該遺族補償年 金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき 当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係 る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間 に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起 算して1年を超える場合にあっては当該遺族補償年金前払一時 金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100 分の5に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得 た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月 に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とす</p>

改正前	改正後																												
<p>る。</p> <p>9 略</p> <p>第5条・第6条 略</p> <p>別表 (第5条関係) 補償基礎額表</p> <table border="1" data-bbox="630 123 973 1052"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="2">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>12,400円</td> <td>13,300円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td>10,600円</td> <td>11,500円</td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td>8,800円</td> <td>9,700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。</p> <p>2 略</p>	階級	勤務年数		10年未満	10年以上20年未満	団長及び副団長	12,400円	13,300円	分団長及び副分団長	10,600円	11,500円	部長、班長及び団員	8,800円	9,700円	<p>差し引いた額とする。</p> <p>9 略</p> <p>第5条・第6条 略</p> <p>別表 (第5条関係) 補償基礎額表</p> <table border="1" data-bbox="630 1108 973 2038"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="2">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>12,440円</td> <td>13,320円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td>10,670円</td> <td>11,550円</td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td>8,900円</td> <td>9,790円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。</p> <p>2 略</p>	階級	勤務年数		10年未満	10年以上20年未満	団長及び副団長	12,440円	13,320円	分団長及び副分団長	10,670円	11,550円	部長、班長及び団員	8,900円	9,790円
階級		勤務年数																											
	10年未満	10年以上20年未満																											
団長及び副団長	12,400円	13,300円																											
分団長及び副分団長	10,600円	11,500円																											
部長、班長及び団員	8,800円	9,700円																											
階級	勤務年数																												
	10年未満	10年以上20年未満																											
団長及び副団長	12,440円	13,320円																											
分団長及び副分団長	10,670円	11,550円																											
部長、班長及び団員	8,900円	9,790円																											

大村市税条例の改正概要（第35号議案関係）

1 寡婦（夫）控除の見直しに伴う改正

（税条例第17条、第26条の2）（施行日：令和3年1月1日）

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、所得税における改正と同様に次のとおり改正する。

(1) ひとり親に対するひとり親控除の適用等に関する改正

前年の合計所得金額が135万円以下のひとり親^(※)に係る市民税を非課税とするとともに、ひとり親に対し、ひとり親控除を適用する。

※ ひとり親

現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死が明らかでない者のうち、次の全ての要件を満たす者

- (1) 生計を一にする子で、前年の合計所得金額が48万円以下であるものを有すること。
- (2) 前年の合計所得金額が500万円以下であること。
- (3) 事実上の婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。

(2) 寡婦控除に関する改正

寡婦控除の適用を受けるための要件として、次の要件を追加する。

ア 前年の合計所得金額が500万円以下であること。

イ 事実上の婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。

【イメージ】

(1) 本人が女性の場合

（単位：万円）

配偶関係			死別		離別		ひとり親
本人の合計所得金額			500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下
扶養親族	あり	子	30	26 (—)	30	26 (—)	(30)
		子以外	〔26〕	26 (—)	〔26〕	26 (—)	(—)
	なし	〔26〕	—	—	—	(—)	

(2) 本人が男性の場合

（単位：万円）

配偶関係			死別		離別		ひとり親
本人の合計所得金額			500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下
扶養親族	あり	子	26 (30)	—	26 (30)	—	(30)
		子以外	—	—	—	—	(—)
	なし	—	—	—	—	(—)	

※1 上記(1)及び(2)の表中の数字は、個人住民税に係る所得控除の金額（網掛け部分の数字は、改正後の個人住民税に係る所得控除の金額）

※2 26・・・改正後のひとり親控除の所得控除の金額

※3 26・・・改正後の寡婦控除の所得控除の金額

2 所有者不明土地等に係る固定資産税の課税に関する改正

(1) 所有者不明土地等の使用者を所有者とみなす制度の拡大

(税条例第 36 条第 5 項) (施行日：公布の日)

一定の調査^(※)を尽くしてもなお固定資産の所有者が 1 人も明らかにならない場合は、あらかじめ当該固定資産の使用者に対して通知した上で、当該使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとする。

※ 一定の調査の例

ア 所有者不明土地等の登記事項証明書の交付を請求する。

イ 使用者と思われる者に対し、所有者の情報の提供を求める。

ウ 所有者と思われる者が記載されていると思われる戸籍等を備える市町村の長又は登記官に対し、所有者の情報の提供を求める。

(2) 現に所有者不明土地等を所有している者（相続人等）の申告の制度化

(税条例第 54 条の 3) (施行日：公布の日)

登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有者不明土地や空き家等を所有している相続人等に対し、氏名、住所等を申告させることができることとする。

また、現に所有者不明土地や空き家等を所有している相続人等が正当な理由がなく、当該申告をしなかった場合は、10 万円以下の過料を科すこととする。

3 軽量な葉巻たばこの課税標準に関する改正

(税条例第 76 条) (施行日：令和 2 年 10 月 1 日以降段階的に改正)

軽量な葉巻たばこ（1 本当たりの重量が 1 g 未満の葉巻たばこ）の課税標準について、次のとおり改正する。

売渡時期	軽量な葉巻たばこの紙巻たばこへの換算方法	
～R2. 9/30	葉巻たばこ 1g を紙巻たばこ 1 本に換算する。	} 重量比例課税
R2. 10/1～R3. 9/30	1 本当たりの重量が <u>0.7g 未満の葉巻たばこ</u> は、当該葉巻たばこ 1 本を <u>紙巻たばこ 0.7 本</u> に換算する。	
R3. 10/1～	1 本当たりの重量が <u>1g 未満の葉巻たばこ</u> は、当該葉巻たばこ 1 本を <u>紙巻たばこ 1 本</u> に換算する。	} 本数課税

4 わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）に関する改正

（税条例附則第 10 項の 17、第 10 項の 25）（施行日：公布の日）

地方税法の改正により、わがまち特例（同法で一律に定めていた固定資産税に係る課税標準の特例割合を同法で定める範囲内で自治体が自主的に判断し、条例で定めることができる仕組み）を定めることができる項目が追加され、特例割合を定める際に参酌する基準等が改正されたことに伴い、次の項目について固定資産税に係る課税標準の特例割合を条例で定める。

項目 (対象資産)	法改正前の 特例割合	法改正後の特例割合	
		法で定める 特例割合の範囲	条例で定める 特例割合
令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、出力 5,000 キロワット以上の特定水力発電設備 (附則第 10 項の 17)	3 分の 2 ※条例の適用	12 分の 7 以上 12 分の 11 以下 (参酌基準：4 分の 3)	<u>4 分の 3</u>
令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に水防法第 15 条の 6 第 1 項の規定により指定された浸水被害軽減地区内にある土地（新たに固定資産税が課されることとなった年度から 3 年度分の固定資産税に限る。） (附則第 10 項の 25)	なし	2 分の 1 以上 6 分の 5 以下 (参酌基準：3 分の 2)	<u>3 分の 2</u>

5 新型コロナウイルス感染症に係る特例に関する改正

(1) わがまち特例の項目の追加

(税条例附則第 10 項の 27) (施行日:公布の日)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、地方税法が改正され、わがまち特例を定めることができる項目が追加されたことに伴い、次の項目について固定資産税に係る課税標準の特例割合を条例で定める。

項目 (対象資産)	法改正前の 特例割合	法改正後の特例割合	
		法で定める 特例割合の範囲	条例で定める 特例割合
中小事業者又は中小企業者が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に認定先端設備等導入計画に従って取得(事業の用に供されたことのないものの取得に限る。)した先端設備等に該当する家屋及び構築物(新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限る。) (附則第10項の27)	なし	0以上 2分の1以下 (参酌基準:なし)	0

(2) 環境性能割の臨時的軽減に係る適用期限の延長

(税条例附則第 15 項) (施行日:公布の日)

特定期間内に3輪以上の軽自動車を取得した場合に、環境性能割の税率が1%軽減される特例措置の適用期限を6か月延長する。

【特定期間】

改正前	改正後
R1. 10/1 ~ R2. 9/30	R1. 10/1 ~ R3. 3/31

【対象車及び税率】

特例措置の対象車	税率
平成32年度燃費基準達成軽自動車(自家用・乗用)のうち、次のいずれかに該当するもの ・平成30年排出ガス基準50%低減達成軽自動車 ・平成17年排出ガス基準75%低減達成軽自動車	取得価額の1% (特定期間:非課税)

(3) 新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例

(税条例附則第 43 項) (施行日：令和 3 年 1 月 1 日)

指定行事^(※)のうち、市長が指定するものの中止等により生じた入場料金等の払戻しを請求する権利を令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 2 月 3 1 日までに放棄した場合は、当該入場料金等の金額について、寄附金を支出したものとみなし、寄附金税額控除を適用することとする。

※ 指定行事

令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 3 1 日までの間に行われた又は行われることとされていた文化芸術又はスポーツに関する行事のうち、不特定かつ多数の者から入場料金等の支払を受けて行われる行事であって、新型コロナウイルス感染症が発生したことによる国又は地方公共団体からの中止等の要請を受けて中止等を行った行事であると認められるものとして、文部科学大臣が指定するもの

(4) 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例

(税条例附則第 44 項) (施行日：令和 3 年 1 月 1 日)

消費税率 10% が適用される住宅の取得等をして、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 1 2 月 3 1 日までの間に、当該住宅を居住の用に供した場合に住宅借入金等特別税額控除^(※)が 13 年適用される特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響により居住開始が令和 2 年 1 2 月 3 1 日以降になった場合であっても、次の要件を全て満たし、令和 3 年 1 2 月 3 1 日までに居住開始をした場合は、当該特例措置を適用する。

ア 住宅の取得等の区分に応じ、次の期日までに契約が行われていること。

(ア) 注文住宅を新築する場合 令和 2 年 9 月 30 日

(イ) 分譲住宅及び既存住宅を取得する場合 令和 2 年 1 1 月 30 日

(ウ) 増改築等をする場合 令和 2 年 1 1 月 30 日

イ 新型コロナウイルス感染症の影響により居住開始が遅れたこと。

【イメージ】

適用期限 (税条例の適用)	R15 年度 (R16 年度)		
居住開始の時期 (地方税法の適用)	H26. 4/1 ~R1. 9/30	R1. 10/1 ~R2. 12/31 (R3. 12/31)	R3. 1/1 ~R3. 12/31
控除期間 (地方税法の適用)	10 年	13 年	10 年

※ 住宅借入金等特別税額控除

所得税の住宅ローン控除の適用を受けた者について、所得税額から住宅ローン控除可能額を控除しても住宅ローン控除可能額に残額がある場合に、翌年度の個人住民税額から当該残額を控除する特例措置

大村市税条例（新旧対照表）（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者については、第35条の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が1,250,000円を超える場合を除く。）</p> <p>2 略</p> <p>(所得控除)</p> <p>第26条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第28条の2 第16条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならぬ。ただし、法第317条の6第1項又は第</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者については、第35条の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が1,250,000円を超える場合を除く。）</p> <p>2 略</p> <p>(所得控除)</p> <p>第26条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第28条の2 第16条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならぬ。ただし、法第317条の6第1項又は第</p>

<p>改正後</p>	<p>4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第26条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第17条第2項に規定するもの（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2～8 略</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）</p>
<p>改正前</p>	<p>4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第26条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第17条第2項に規定するもの（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2～8 略</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p>

<p>改正後</p> <p>由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第28条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第32条の6 略</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事業所を有する法</p>	<p>改正前</p> <p>由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</p> <p>(4) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第28条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</p> <p>(4) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第32条の6 略</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法</p>
---	--

<p>改正後</p>	<p>人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。 3～17 略</p> <p>（固定資産税の納税義務者等） 第36条 略</p> <p>2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。</p> <p>3 第1項の所有者とは、償却資産については、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいう。</p> <p>4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができ、この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、</p>
<p>改正前</p>	<p>人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。 3～17 略</p> <p>（固定資産税の納税義務者等） 第36条 略</p> <p>2 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によって不明である場合には、その使用者を所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用</p>

<p>改正後</p>	<p>あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。</p> <p>5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。</p> <p>6 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項の事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができ土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定により管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対する従前の土地について、登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として</p>
<p>改正前</p>	<p>部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とするとす。以下固定資産税について同様とする。）としてこれを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。</p> <p>3 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項の事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができ土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対する従前の土地について、登記簿又は土地補充課税台帳に所</p>

<p>改正後</p>	<p>登記又は登録がされている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。</p> <p>7 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による通知前の埋立地等に限り。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の3に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなすことができる。</p> <p>8 略</p>
<p>改正前</p>	<p>有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。</p> <p>4 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による通知前の埋立地等に限り。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。</p> <p>5 略</p>

改正後	改正前
<p>9 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第54条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項及び前項並びに法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。</p> <p>10 小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項、第5項及び前項並びに法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。</p> <p>11 法第349条の3第27項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>12 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>13 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>14 略</p> <p>(現所有者の申告) 第54条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号又は個人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は同号に規定する個人との関係) (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若</p>	<p>6 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第54条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項及び前項並びに法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。</p> <p>7 小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項、第5項及び前項並びに法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。</p> <p>8 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>9 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>11 略</p>

改正後	改正前
<p>しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名</p> <p>(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</p> <p>(固定資産に係る不申告に関する過料)</p> <p>第55条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第54条若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしない場合は、その者に対し100,000円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第76条 略</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。</p> <p>ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。</p> <p>略</p>	<p>(固定資産に係る不申告に関する過料)</p> <p>第55条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第54条又は法第383条の規定によって、申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしない場合は、その者に対し100,000円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第76条 略</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。</p> <p>略</p>
<p>3 略</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第74条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を</p>	<p>3 略</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第74条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を</p>

改正後	改正前
<p>製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5～10 略</p> <p>(たばこ税の課税免除) 第78条 略</p> <p>2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第80条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。</p> <p>3 第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3第2項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。</p> <p>4 略</p> <p>(たばこ税の申告納付の手続) 第80条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第78条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合に</p>	<p>紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5～10 略</p> <p>(たばこ税の課税免除) 第78条 略</p> <p>2 前項の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。</p> <p>3 略</p> <p>(たばこ税の申告納付の手続) 第80条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第78条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合に</p>

改正前	改正後
<p>あつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならぬ。この場合において、当該申告書には、第78条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならぬ。</p> <p>2～5 略</p> <p>(特別土地保有税の納税義務者等) 第118条 略 2～5 略 6 第36条第4項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第118条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 1～4 略 (宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例) 5 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資</p>	<p>あつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならぬ。この場合において、当該申告書には、第78条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならぬ。</p> <p>2～5 略</p> <p>(特別土地保有税の納税義務者等) 第118条 略 2～5 略 6 第36条第7項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第118条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 1～4 略 (宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例) 5 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資</p>

改正後	改正前
<p>産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。次項から附則第5項の5までにおいて同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>5の2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>5の3 附則第5項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合</p>	<p>産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。次項から附則第5項の5までにおいて同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>5の2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>5の3 附則第5項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合</p>

改正後	改正前
<p>には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>5の4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額とする。</p> <p>5の5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額とする。</p> <p>5の6 略 （農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>6 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の</p>	<p>には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>5の4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額とする。</p> <p>5の5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額とする。</p> <p>5の6 略 （農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>6 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の</p>

改正後	改正前
<p>適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p>略</p> <p>7～8の3 略</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>9 附則第5項から第5項の5までの規定の適用がある宅地等(附則第7項第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第124条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第5項から第5項の5までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>9の2～9の5 略</p> <p>(読替規定)</p> <p>10 法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第36条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」とする。</p> <p>10の2 略</p>	<p>適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p>略</p> <p>7～8の3 略</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>9 附則第5項から第5項の5までの規定の適用がある宅地等(附則第7項第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第124条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第5項から第5項の5までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>9の2～9の5 略</p> <p>(読替規定)</p> <p>10 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第36条第5項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。</p> <p>10の2 略</p> <p>10の3 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で</p>

改正後	改正前
<p>10の3 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>10の4 略</p> <p>10の5 法附則第15条第26項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の6 法附則第15条第27項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10の7 法附則第15条第27項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の8 法附則第15条第27項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>10の9 法附則第15条第28項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10の10 法附則第15条第28項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の11 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10の12 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10の13 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10の14 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>10の4 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>10の5 略</p> <p>10の6 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の7 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10の8 法附則第15条第30項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の9 法附則第15条第30項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>10の10 法附則第15条第31項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10の11 法附則第15条第31項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の12 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10の13 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10の14 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10の15 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10の16 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>

改正後	改正前
<p>いて同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>いて同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>10の15 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>	<p>10の17 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>
<p>10の16 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>	<p>10の18 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>
<p>10の17 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>	<p>10の19 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>10の18 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>10の20 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>10の19 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>10の21 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>10の20 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>10の22 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>10の21 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>10の23 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。</p>
<p>10の22 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>10の24 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>10の23 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>10の25 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>10の24 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定</p>	<p>10の26 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定</p>

改正後	改正前
<p>める割合は零とする。</p> <p>10の25 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10の26 略</p> <p>10の27 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。</p> <p>10の28 略</p> <p>10の29 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、法第349条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>10の30～10の42 略 （延滞金の割合等の特例）</p> <p>11 当分の間、第12条、第32条第2項、第32条の6第5項、第32条の7第2項、第35条の11第2項、第52条第2項、第80条第5項、第83条第2項、第126条第2項及び第127条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントにおいては、年14.6パーセントの割合に満たない場合には、その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合に当該延滞金特例基準割合に</p>	<p>める割合は零とする。</p> <p>10の27 略</p> <p>10の28 略</p> <p>10の29 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、法第349条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>10の30～10の42 略 （延滞金の割合等の特例）</p> <p>11 当分の間、第12条、第32条第2項、第32条の6第5項、第32条の7第2項、第35条の11第2項、第52条第2項、第80条第5項、第83条第2項、第126条第2項及び第127条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び次項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項及び次項において「特例基準割合適用年」という。）中において、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準</p>

改正後	改正前
<p>(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>11の2 当分の間、第34条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。</p> <p>11の3～13の14 略</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>14 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において、市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>14の2・14の3 略</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>15 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この項において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第15項の11において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第63条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>	<p>割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>11の2 当分の間、第34条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。</p> <p>11の3～13の14 略</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>14 昭和57年度から令和3年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において、市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>14の2・14の3 略</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>15 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この項において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15項の11において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第63条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>

改正後	改正前
<p>15の2～18 略 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>19 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第26条及び第26条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する第1条第1項に規定する長期譲渡所得の金額を控除した金額を控除した金額とし、これらにより読み替えて適用される第26条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の場合)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p>	<p>15の2～18 略 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>19 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第26条及び第26条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額を控除した金額を控除した金額とし、これらにより読み替えて適用される第26条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の場合)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p>
<p>19の2～21 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>21の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に附則第19項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この項から附則第21項の3の2までにおいて同じ。)の譲渡(同条第1項に規定する譲渡をいう。以下この項から附則第21項の3の2までにおいて同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける附則第19項に規定する譲渡所得(附則第21項の5及び第21項の6の規定の適用を受ける譲</p>	<p>19の2～21 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>21の2 昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に附則第19項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この項から附則第21項の3の2までにおいて同じ。)の譲渡(同条第1項に規定する譲渡をいう。以下この項から附則第21項の3の2までにおいて同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける附則第19項に規定する譲渡所得(附則第21項の5及び第21項の6の規定の適用を受ける譲</p>

改正後	改正前
<p>渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、附則第19項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>21の3 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に附則第19項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときににおける附則第19項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>21の3の2 附則第21項の2(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第35条の4まで、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、附則第21項の2に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>21の4～33の2 略 (納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>34 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業</p>	<p>渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、附則第19項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>21の3 前項の規定は、昭和63年度から令和2年度までの各年度の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に附則第19項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときににおける附則第19項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>21の3の2 附則第21項の2(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第35条の4まで、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、附則第21項の2に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>21の4～33の2 略 (納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>34 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業</p>

改正後	改正前
<p>手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に附則第11項の2の規定により第34条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を附則第11項の2に規定する加算した割合とする年に含まれる場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合には、当該市民税に係る第34条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第34条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び附則第11項の2の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。</p> <p>34の2～41 略</p> <p>（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）</p> <p>42 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について</p>	<p>手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に附則第11項の2の規定により第34条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を附則第11項の2に規定する特例基準割合とする年に含まれる場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合には、当該市民税に係る第34条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第34条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び附則第11項の2の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。</p> <p>34の2～41 略</p>

改正後	改正前
<p>準用する。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>4 3 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次項において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第26条の6の規定を適用する。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>4 4 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第13項の7の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</p>	

大村市税条例（新旧対照表）（第2条関係）

改正後	改正前
<p>附 則 1～9の5 略 (読替規定) 10 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第36条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」 とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。 10の2～10の26 略 10の27 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。 10の28～44 略</p>	<p>附 則 1～9の5 略 (読替規定) 10 法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第36条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」 とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」とする。 10の2～10の26 略 10の27 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。 10の28～44 略</p>

大村市税条例（新旧対照表）（第3条関係）

改正後	改正前
<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第12条 納税者又は特別徴収義務者は、第30条、第32条の6、第32条の4の2若しくは第32条の4の5（第35条の6の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第32条の5の4第1項（第32条の5の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第32条の6第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）第35条の6、第47条、第63条の7第1項、第66条第2項、第80条第1項若しくは第2項、第84条第2項、第92条、第126条第1項又は第132条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第5号において同じ。）の翌日から納入の日までの期間の数に應じ、年14.6パーセント（次の各号の税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間の区及び第6号に定める日までの期間については、年5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。）第603条第3項又は第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間 (5) 第32条の6第1項の申告書（法第321条の8第1項、第</p>	<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第12条 納税者又は特別徴収義務者は、第30条、第32条の6、第32条の4の2若しくは第32条の4の5（第35条の6の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第32条の5の4第1項（第32条の5の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第32条の6第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）第35条の6、第47条、第63条の7第1項、第66条第2項、第80条第1項若しくは第2項、第84条第2項、第92条、第126条第1項又は第132条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納入の日までの期間の数に應じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。）第603条第3項又は第603条の2第5項の規定によって徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間 (5) 第32条の6第1項の申告書（法第321条の8第1項、第</p>

改正後	改正前
<p>2項又は第31項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p> <p>(6)第32条の6第1項の申告書(法第321条の8第34項及び第35項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日</p> <p>(年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第13条 前条、第32条第2項、第32条の6第5項、第32条の7第2項、第34条第1項、第35条の1第1第2項、第80条第5項、第83条第2項、第127条並びに第127条の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業(以下この項及び第24条第2項の表第1号において「収益事業」という。)を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第32条の6第9項から第16項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p>	<p>2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p> <p>(6)第32条の6第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日</p> <p>(年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第13条 前条、第32条第2項、第32条の6第5項、第32条の7第2項、第34条第1項及び第4項、第35条の1第1第2項、第52条第2項、第80条第5項、第83条第2項、第127条第2項並びに第127条の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第24条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第32条の6第10項から第12項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p>

<p>改正後</p> <p>(均等割の税率) 第24条 略</p> <p>2 第16条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p>	<p>改正前</p> <p>(均等割の税率) 第24条 略</p> <p>2 第16条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="311 107 518 728">法人の区分</th> <th data-bbox="311 728 518 2067">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="518 107 566 728">(1) 次に掲げる法人 ア～エ 略</td> <td data-bbox="518 728 566 2067">年額 50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	法人の区分	税率	(1) 次に掲げる法人 ア～エ 略	年額 50,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="311 107 518 728">法人の区分</th> <th data-bbox="311 728 518 2067">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="518 107 566 728">(1) 次に掲げる法人 ア～エ 略</td> <td data-bbox="518 728 566 2067">年額 50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	法人の区分	税率	(1) 次に掲げる法人 ア～エ 略	年額 50,000円
法人の区分	税率								
(1) 次に掲げる法人 ア～エ 略	年額 50,000円								
法人の区分	税率								
(1) 次に掲げる法人 ア～エ 略	年額 50,000円								
<p>オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の2)に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるものうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの</p> <p>略</p>	<p>オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の5)に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるものうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの</p> <p>略</p>								
<p>3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の期間又は同項第3号の期間中において事務所、事業所又は寮</p>	<p>3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法</p>								

改正後	改正前
<p>等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従った日数とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</p> <p>4 略</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第32条の6 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第32条の8第1項、第2項、第31項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第3項及び第5項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式により納付しなければならない。</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付するところから控除する。</p> <p>3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第37項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において事業所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</p> <p>4 略</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第32条の6 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第32条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式により納付しなければならない。</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定に</p>

改正後	改正前
<p>4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第38項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第2号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日（当該申告書の提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出日から1年を経過する日）後に同条第34項に規定する申告書を提出したときは、偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>	<p>より申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>5 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第2号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日）後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日の（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>

改正後	<p>7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出され、かつ、当該当初申告書により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間</p> <p>8 略</p>
改正前	<p>7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出され、かつ、当該当初申告書により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間</p> <p>8 略</p>

改正後	
改正前	<p>9 法人税法第81条の2第2項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の2第4項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の規定する連結完全支配関係をいう。次条第3項及び第34条第4項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7の規定する連結子法人をいう。次条第3項及び第34条第4項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第34条第4項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の2第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第34条第4項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の2第4項の規定の適用がないものとみなして、第11条の2の規定を適用することができる。</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同法第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第12項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を經由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>11 略</p>

改正後	改正前
<p>1 1 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p> <p>1 2 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第5条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</p> <p>1 3 略</p> <p>1 4 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第12項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>1 5 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p>	<p>1 2 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p> <p>1 3 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</p> <p>1 4 略</p> <p>1 5 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>1 6 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p>

改正後	改正前
<p>16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續) 第32条の7 略</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項)の申告納付に係る不足税額がある場合には、同条第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合は、その延長された納付の日までの期間の日に応じ、年14.6パーセントの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日以後であるときは、偽りその他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと</p>	<p>17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續) 第32条の7 略</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項)の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日以後であるときは、偽りその他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと</p>

改正後	改正前
<p>るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があつたとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があつたとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

<p>改正後</p> <p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金) 第34条 略 2・3 略</p>	<p>改正前</p> <p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金) 第34条 略 2・3 略</p> <p>4 法人税法第81条の2第2項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の2第4項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るもの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対してする連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>5 第32条の6第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の1第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第34条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p> <p>6 第32条の7第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわら</p>
---	---

改正後	<p>(たばこ税の課税標準) 第76条 略</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。</p> <p>略</p> <p>3～10 略</p> <p>附 則</p> <p>1～11 略</p> <p>11の2 当分の間、第34条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。</p> <p>11の3～44 略</p>
改正前	<p>ず、次に掲げる期間(偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は法令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第34条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p> <p>(たばこ税の課税標準) 第76条 略</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。</p> <p>略</p> <p>3～10 略</p> <p>附 則</p> <p>1～11 略</p> <p>11の2 当分の間、第34条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。</p> <p>11の3～44 略</p>

大村市税条例等の一部を改正する条例（令和元年大村市条例第10号）（新旧対照表）（第4条関係）

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)・(2) 略 (3) 削除</p> <p>(4) 第3条及び附則第8条の規定 令和3年4月1日</p> <p>第4条 削除</p>	<p>第17条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。</p> <p>附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)・(2) 略 (3) 第3条中大村市税条例第17条の改正規定及び附則第4条の規定 令和3年1月1日 (4) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第8条の規定 令和3年4月1日</p> <p>第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の大村市税条例第17条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>

大村市都市計画税条例（新旧対照表）（第5条関係）

改正後	改正前
<p>(納税義務者等) 第2条 略</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条（第3項、第8項及び第9項を除く。）の規定において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3・4 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(法附則第15条第38項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第39項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第47項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>(納税義務者等) 第2条 略</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条（第3項、第8項及び第9項を除く。）の規定において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3・4 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(法附則第15条第40項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。</p> <p>(法附則第15条第44項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第45項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>

改正後	<p>5 略 (宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>6 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>7 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>
改正前	<p>5 略 (宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>6 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>7 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>

改正後	改正前
<p>8 附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第6項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を</p>	<p>8 附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第6項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を</p>

改正後	改正前
<p>当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>1 1 略 (農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>1 2 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <p>略</p>	<p>当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>1 1 略 (農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>1 2 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <p>略</p>
<p>1 3 略 (読替規定)</p> <p>1 4 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第43項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。</p>	<p>1 3 略 (読替規定)</p> <p>1 4 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>

大村市都市計画税条例（新旧対照表）（第6条関係）

改正後	改正前
<p>附 則 1～13 略 (読替規定)</p> <p>14 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>附 則 1～13 略 (読替規定)</p> <p>14 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。</p>

改正後	改正前
<p>附 則 （手持品課税に係る市たばこ税） 第8条 略 2・3 略 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の大村市条例（以下この項及び次項において「2年新条例」という。）第12条、第80条第4項及び第5項、第82条の2並びに第83条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる2年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p>	<p>附 則 （手持品課税に係る市たばこ税） 第8条 略 2・3 略 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の大村市条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第12条、第80条第4項及び第5項、第82条の2並びに第83条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p>
<p>5 2年新条例第81条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p>	<p>5 32年新条例第81条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p>

<p>改正後</p> <p>(手持品課税に係る市たばこ税)</p> <p>第10条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の大村市税条例(以下この項及び次項において「3年新条例」という。)第12条、第80条第4項及び第5項、第82条の2並びに第83条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる3年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p> <p>5 3年新条例第81条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所に所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p>	<p>改正前</p> <p>(手持品課税に係る市たばこ税)</p> <p>第10条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の大村市税条例(以下この項及び次項において「33年新条例」という。)第12条、第80条第4項及び第5項、第82条の2並びに第83条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p> <p>5 33年新条例第81条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所に所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p>
---	--

大村市手数料条例 (新旧対照表)

改正後	改正前																		
<p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="422 1545 478 2016">手数料を徴収する事項</th> <th data-bbox="422 1108 478 1545">手数料の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="478 1545 550 2016">略</td> <td data-bbox="478 1108 550 1545">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1545 606 2016">個人番号カードの再交付</td> <td data-bbox="550 1108 606 1545">1件につき 800円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="606 1545 646 2016">略</td> <td data-bbox="606 1108 646 1545">略</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事項	手数料の金額	略	略	個人番号カードの再交付	1件につき 800円	略	略	<p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="422 560 478 1030">手数料を徴収する事項</th> <th data-bbox="422 123 478 560">手数料の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="478 560 550 1030">略</td> <td data-bbox="478 123 550 560">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 560 606 1030">個人番号の通知カードの再交付</td> <td data-bbox="550 123 606 560">1件につき 500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="606 560 646 1030">個人番号カードの再交付</td> <td data-bbox="606 123 646 560">1件につき 800円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="646 560 686 1030">略</td> <td data-bbox="646 123 686 560">略</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事項	手数料の金額	略	略	個人番号の通知カードの再交付	1件につき 500円	個人番号カードの再交付	1件につき 800円	略	略
手数料を徴収する事項	手数料の金額																		
略	略																		
個人番号カードの再交付	1件につき 800円																		
略	略																		
手数料を徴収する事項	手数料の金額																		
略	略																		
個人番号の通知カードの再交付	1件につき 500円																		
個人番号カードの再交付	1件につき 800円																		
略	略																		

大村市国民健康保険条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(保険税の減免)</p> <p>第28条 市長は、保険税の納税義務者が次の各号のいずれかに該当し、特に必要があると認められるものに対しては、保険税を減免することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) その他市長が特別の理由があると認める者</p> <p>2 前項の規定によって保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならぬ。ただし、前項第3号から第5号までのいずれかに該当する者については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p>1～7 略</p> <p>(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4及び第25条の規定の適用については、第12条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の</p>	<p>(保険税の減免)</p> <p>第28条 市長は、保険税の納税義務者が次の各号のいずれかに該当し、特に必要があると認められるものに対しては、保険税を減免することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 前項の規定によって保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならぬ。ただし、前項第3号に該当する者については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p>1～7 略</p> <p>(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4及び第25条の規定の適用については、第12条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条</p>

改正後	改正前
<p>3 第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第25条中「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(短期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)</p> <p>9 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>10～21 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>22 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロ</p>	<p>の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第25条中「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(短期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)</p> <p>9 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>10～21 略</p>
<p>(短期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)</p> <p>9 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>10～21 略</p>	<p>の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第25条中「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(短期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)</p> <p>9 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>10～21 略</p>

改正後	改正前
<p>ナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日までの期間について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2 3 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。</p> <p>2 4 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）</p> <p>2 5 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができるときは、これを受けることができない期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第23項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</p> <p>2 6 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した</p>	

改正前	
改正後	<p>場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額を、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金の差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。</p> <p>27 前項の規定により本市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。</p>

大村市後期高齢者医療に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(市において行う事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</p> <p>(9) 略</p>	<p>(市において行う事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 略</p>

大村市介護保険条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(保険料の減免)</p> <p>第8条 市長は、保険料の納付義務者が前条第1項各号のいずれかに該当する場合又は規則で定める特別の理由があると認められる場合において、当該納付義務者から保険料を徴収することが適当でないとき、当該納付義務者の申請により、その保険料を減免することができる。</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならぬ。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(保険料の減免)</p> <p>第8条 市長は、保険料の納付義務者が前条第1項各号のいずれかに該当する場合又は規則で定める特別の理由があると認められる場合において、当該納付義務者から保険料を徴収することが適当でないとき、当該納付義務者の申請により、その保険料を減免することができる。</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p>

大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の改正概要（第40号議案関係）

1 改正の理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、当該省令に従って本市の条例で定める事項について、以下のとおり改正するものである。

2 改正の内容

(1) 継続的な教育又は保育の提供の確保による連携施設の確保の不要（第6条第4項及び第5項関係）

家庭的保育事業者等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業を行う者をいう。）は、保育の提供の終了に際して卒園後の受皿の提供を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を確保しなければならないが、保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう市長が必要な措置を講じているときは、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保をしないことができることとする。

(2) 保護者の疾病等を理由として居宅訪問型保育事業を利用する場合の明確化（第37条関係）

居宅訪問型保育事業者が、保護者の疾病等により家庭において養育を受けることが困難な乳幼児に対して居宅訪問型保育を提供する旨を明確化するため、所要の条文整理を行う。

3 施行日

公布の日

大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(保育所等との連携) 第6条 略 2・3 略 4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないことができる。</p> <p>(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たつて、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</p> <p>5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるものに限り、次に掲げるものを第1項第3号に掲げるものとして適切に確保しななければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(居宅訪問型保育事業) 第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。 (1)～(3) 略 (4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）</p>	<p>(保育所等との連携) 第6条 略 2・3 略 4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるものを第1項第3号に掲げるものとして適切に確保しななければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(居宅訪問型保育事業) 第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。 (1)～(3) 略 (4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）</p>

改正後	改正前
<p>の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況が認められる乳幼児に対する保 問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保 育 (5) 略</p>	<p>の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況が認められる乳幼児に対する保 型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保 育 (5) 略</p>

大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例の改正概要（第41号議案関係）

1 改正の理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に伴い、当該府令に従って本市の条例で定める事項について、以下のとおり改正するものである。

2 改正の内容

特定地域型保育事業者は、保育の提供の終了に際して卒園後の受皿の提供を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を確保しなければならないが、保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう市長が必要な措置を講じているときは、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保をしないことができることとする。

※ 特定地域型保育事業者 子ども・子育て支援法に基づく給付の対象となる事業者として市長の確認を受けた地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）を行う者をいう。

3 施行日

公布の日

大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）

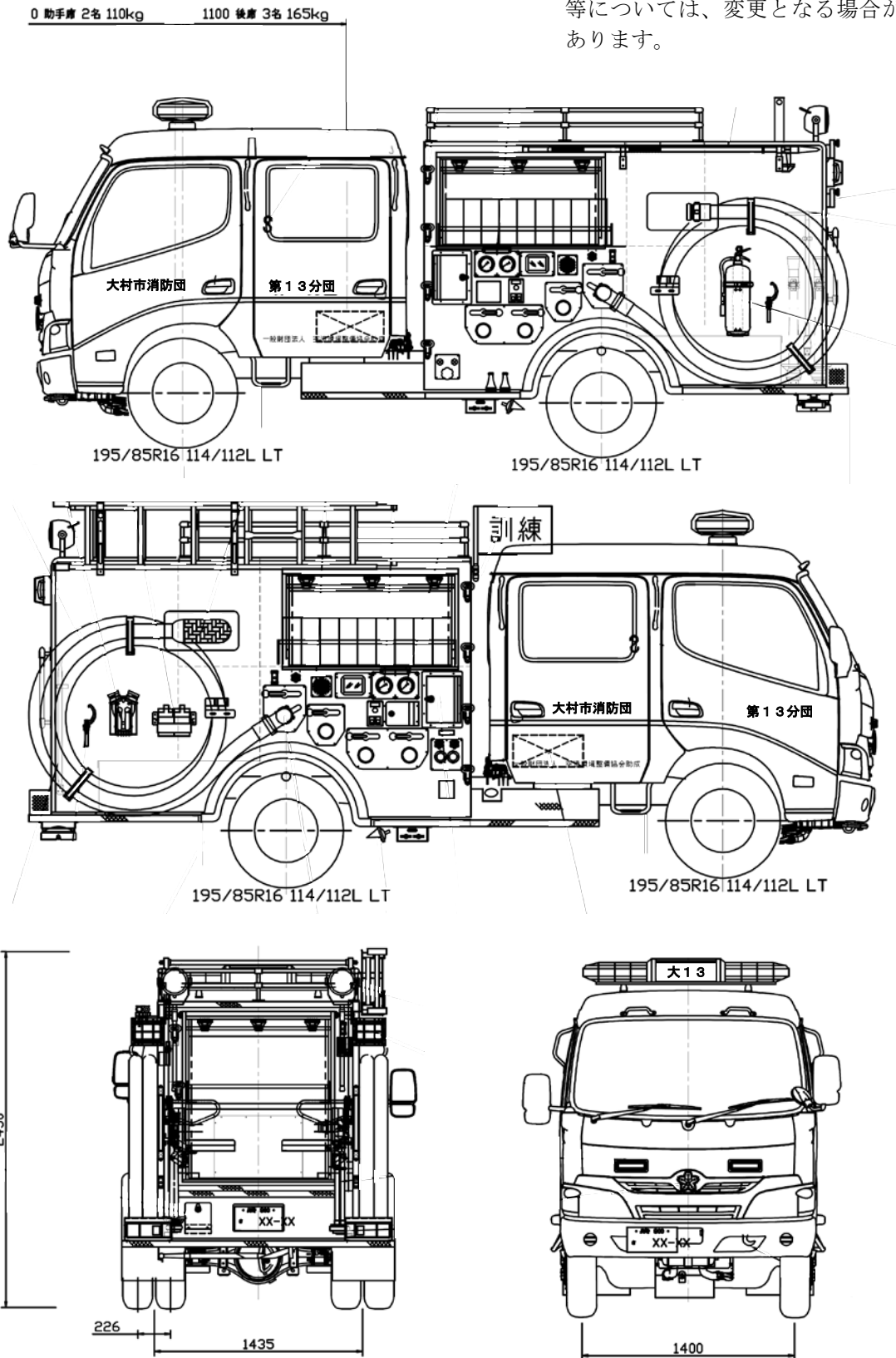
改正後	改正前
<p>(特定教育・保育施設等との連携) 第42条 略 2・3 略 4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないことができる。</p> <p>(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</p> <p>5 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げるもの）を第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略 6～9 略</p>	<p>(特定教育・保育施設等との連携) 第42条 略 2・3 略 4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略 6～9 略</p>

大村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(職員) 第10条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の2第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。 (1)～(10) 略 4・5 略</p>	<p>(職員) 第10条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。 (1)～(10) 略 4・5 略</p>

消防ポンプ自動車図面

※車体を除く取付品等の位置、寸法等については、変更となる場合があります。



物品等入札状況調書

入札物件 消防ポンプ自動車

担当課 安全対策課

入札日時・場所 令和2年5月13日(水) 午前10時30分 市役所第6会議室

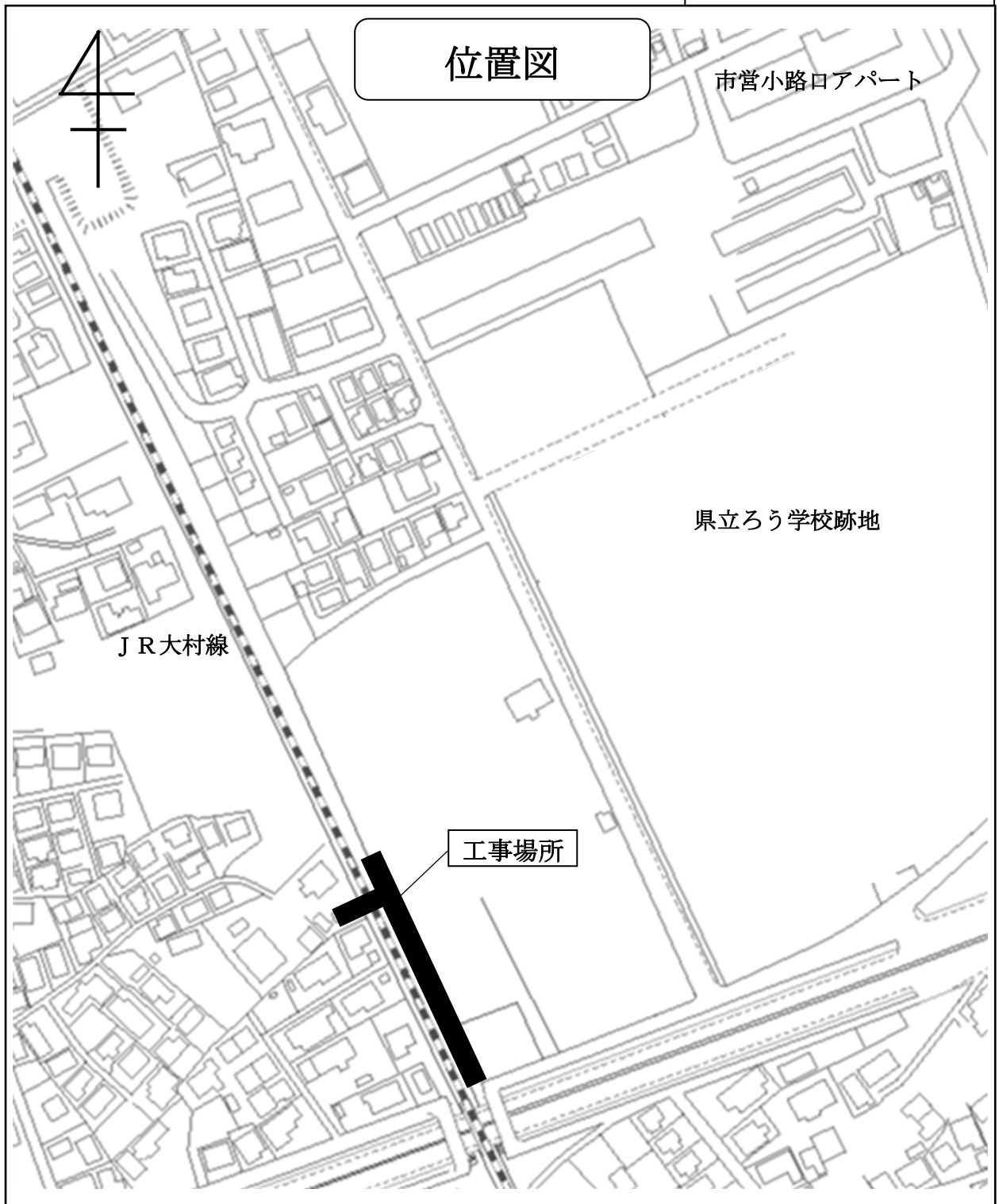
番号	業者名		入札額		再入札額	備考
1	ヤナセ産業(株)	2	20,200,000			
2	(株)ナカムラ消防化学	1	19,510,000			落札
3	(株)ツクモ	3	20,500,000			
4	(株)ユタカ防災サービス 大村支店	5	20,800,000			
5	(株)長崎ユタカ		-			辞退
6	(株)サン・クリエイト		-			辞退
7	ユニオン防災	4	20,700,000			

上記のとおり入札を執行しましたので
公表いたします。

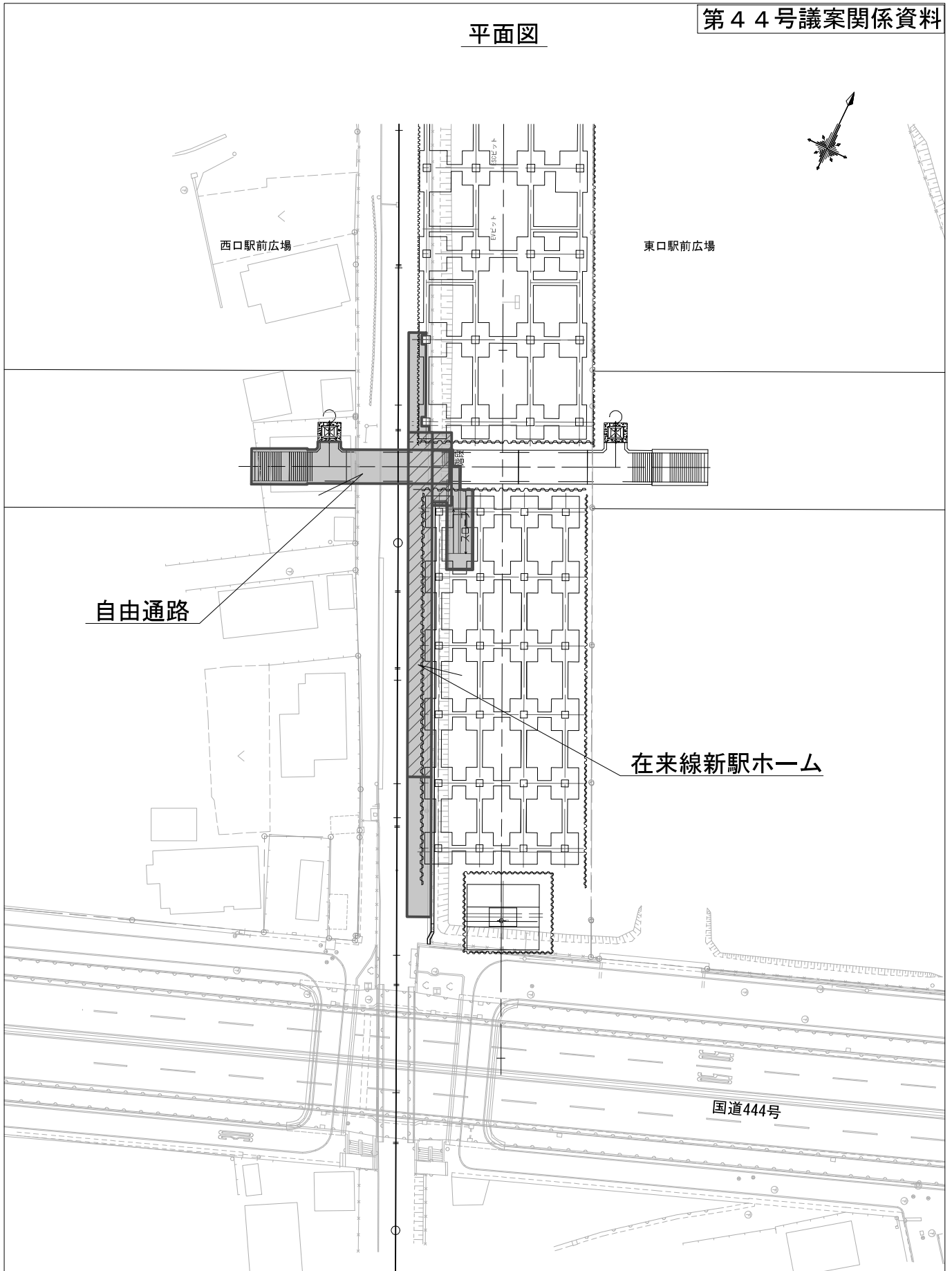
令和2年5月13日

大村市長 園田 裕史

上記の金額に100分の10に相当する額を加算した金額が
法律上の申込みに係る価格である。



平面図



大村市国民健康保険条例の改正概要（第45号議案関係）

1 国民健康保険税の課税限度額の引上げ

	【改正前】	➔	【改正後】
基礎課税額	61万円		63万円
後期高齢者支援金等課税額	19万円		19万円
介護納付金課税額	16万円		17万円
課税限度額	96万円		99万円

2 低所得世帯に係る国民健康保険税の軽減基準額の引上げ

物価の上昇による影響で軽減対象者の範囲が縮小しないよう、低所得世帯に係る国民健康保険税の軽減基準額を引き上げるもの

【改正前】

5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋28万円 ×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)
2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋51万円 ×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)



【改正後】

5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋28.5万円 ×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)
2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋52万円 ×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)

特定同一世帯所属者・・・後期高齢者医療制度の適用により国民健康保険の資格を喪失した者で国民健康保険の資格を喪失した日の前日以後も継続して同一の世帯に属するもの

※モデルケース：被保険者数（世帯主を含む。）2人と特定同一世帯所属者1人の場合

	【改正前】	➔	【改正後】
5割軽減世帯の所得金額上限	117万円		118.5万円
2割軽減世帯の所得金額上限	186万円		189万円

3 施行日

令和2年4月1日

大村市国民健康保険条例（新旧対照表）

<p>改正後</p> <p>(課税額)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が630,000円を超える場合においては、基礎課税額は、630,000円とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が170,000円を超える場合においては、介護納付金課税額は、170,000円とする。</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第25条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第11条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が630,000円を超える場合には、630,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p>	<p>改正前</p> <p>(課税額)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が610,000円を超える場合においては、基礎課税額は、610,000円とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が160,000円を超える場合においては、介護納付金課税額は、160,000円とする。</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第25条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第11条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が610,000円を超える場合には、610,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p>
---	---

改正後	改正前
<p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 略</p>	<p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき280,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき510,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 略</p>

大村市介護保険条例の改正概要（第46号議案関係）

1 改正の理由

介護保険法施行令の改正に伴い、低所得者に対する保険料の減額措置を拡充するため、以下のとおり改正するものである。

2 改正の内容

全9段階中第1段階から第3段階までの第1号被保険者の令和2年度の保険料の額を次のとおり改める。

所得階層	減額前		減額後			
	保険料率	保険料 (年額)	令和元年度		令和2年度	
			保険料率	保険料 (年額)	保険料率	保険料 (年額)
第1段階	0.5	34,800円	0.375	26,100円	0.3 (△0.075)	20,880円 (△5,220円)
第2段階	0.75	52,200円	0.625	43,500円	0.5 (△0.125)	34,800円 (△8,700円)
第3段階	0.75	52,200円	0.725	50,460円	0.7 (△0.025)	48,720円 (△1,740円)

※保険料（年額）・・・基準額（第5段階の保険料69,600円）×保険料率

※所得階層の対象者の要件は次のとおり。

- ・第1段階・・・生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者、世帯全員が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の者
- ・第2段階・・・世帯全員が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の者
- ・第3段階・・・世帯全員が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える者

※第1段階については、平成27年度から保険料の減額措置（保険料率の0.05引下げ）を行っている（平成30年度は保険料率0.45、保険料（年額）31,320円）。

※第2段階及び第3段階については、令和元年度から保険料の減額措置を行っている。

3 施行日

令和2年4月1日

大村市介護保険条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(保険料)</p> <p>第3条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 34,800円</p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 52,200円</p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 52,200円</p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 62,640円</p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 69,600円</p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 83,520円</p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 90,480円</p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 104,400円</p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 118,320円</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、20,880円とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、34,800円とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、48,720円とする。</p>	<p>(保険料)</p> <p>第3条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 34,800円</p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 52,200円</p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 52,200円</p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 62,640円</p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 69,600円</p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 83,520円</p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 90,480円</p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 104,400円</p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 118,320円</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、26,100円とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、43,500円とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、50,460円とする。</p>

公用車の物損事故について（報告第10号関係）

1 経緯

令和2年2月14日午前9時40分頃、本市福祉保健部パート職員が■■■■氏（以下「相手方」という。）宅に隣接する敷地内に駐車しようとして公用車を後進させた際、相手方所有のブロック塀に接触し、損傷を与えた。

2 事故の原因及び処理

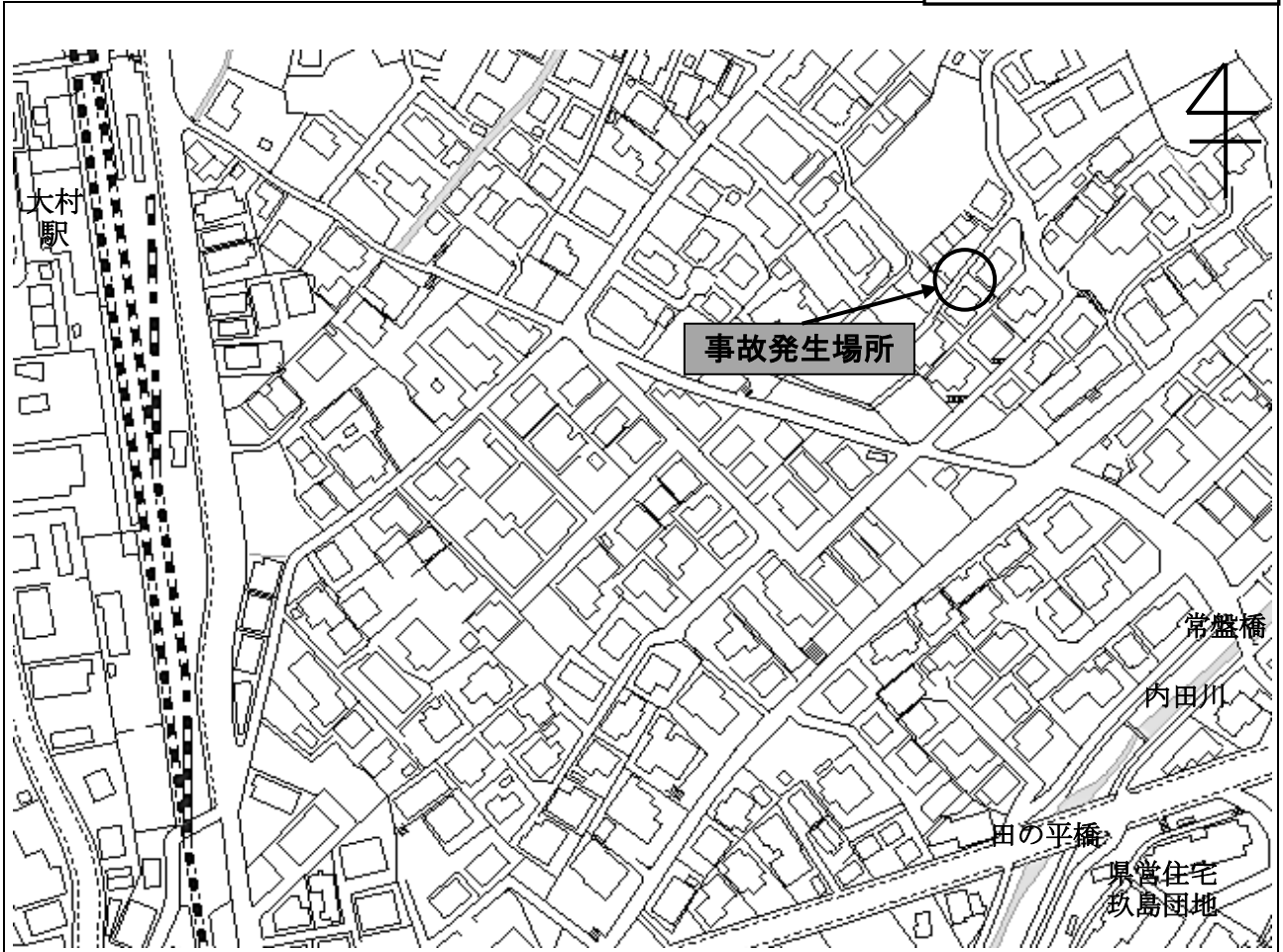
事故の原因は、当該パート職員が後方の確認を十分に行っていなかったことによるものである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。

なお、当該パート職員には、今後十分に確認を行い、安全運転に努めるよう厳重に注意した。

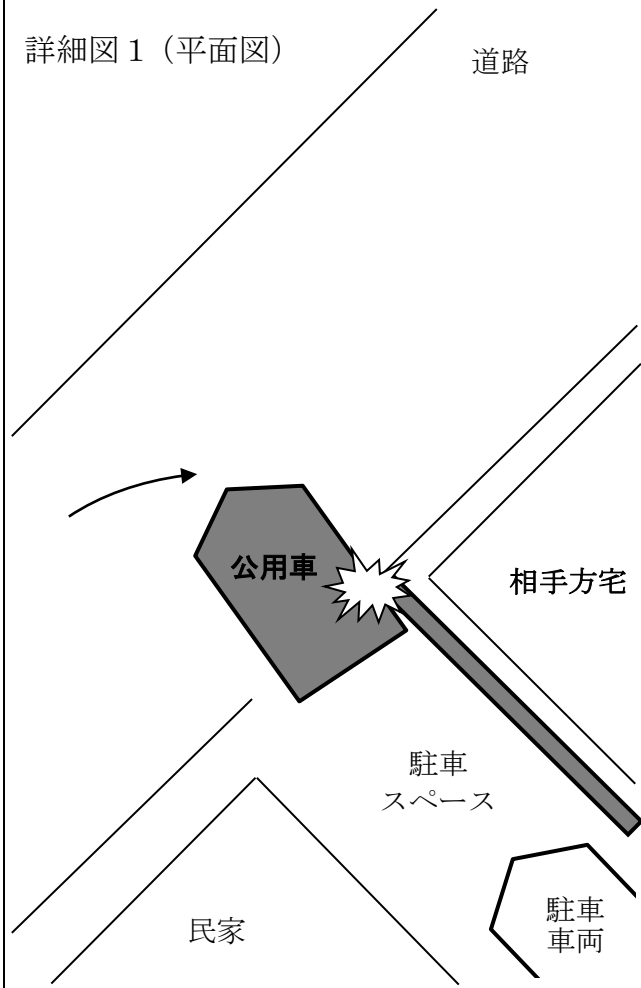
3 示談内容

大村市は、相手方に対し、修理費の全額38,500円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。

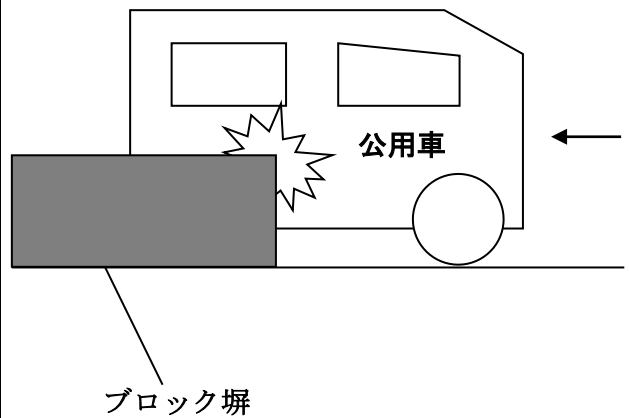


詳細図1 (平面図)

道路



詳細図2 (側面図)



大村市立小学校内における窓の落下事故について（報告第11号関係）

1 経緯

令和元年10月9日午後2時20分頃、大村市立小学校において、1階トイレ内の窓（高さ60cm、長さ90cm、重さ約5.2kg）を児童が閉めたところ、当該窓が窓枠から外れて外側に落下し、近くにいた児童の背中に当たり、当該児童が負傷した。

2 事故の原因及び処理

事故の原因は、錆により戸車が回転せず、スムーズに開閉できない状態になっていた窓が何らかの原因で浮き上がり、窓枠から外れてしまったためである。

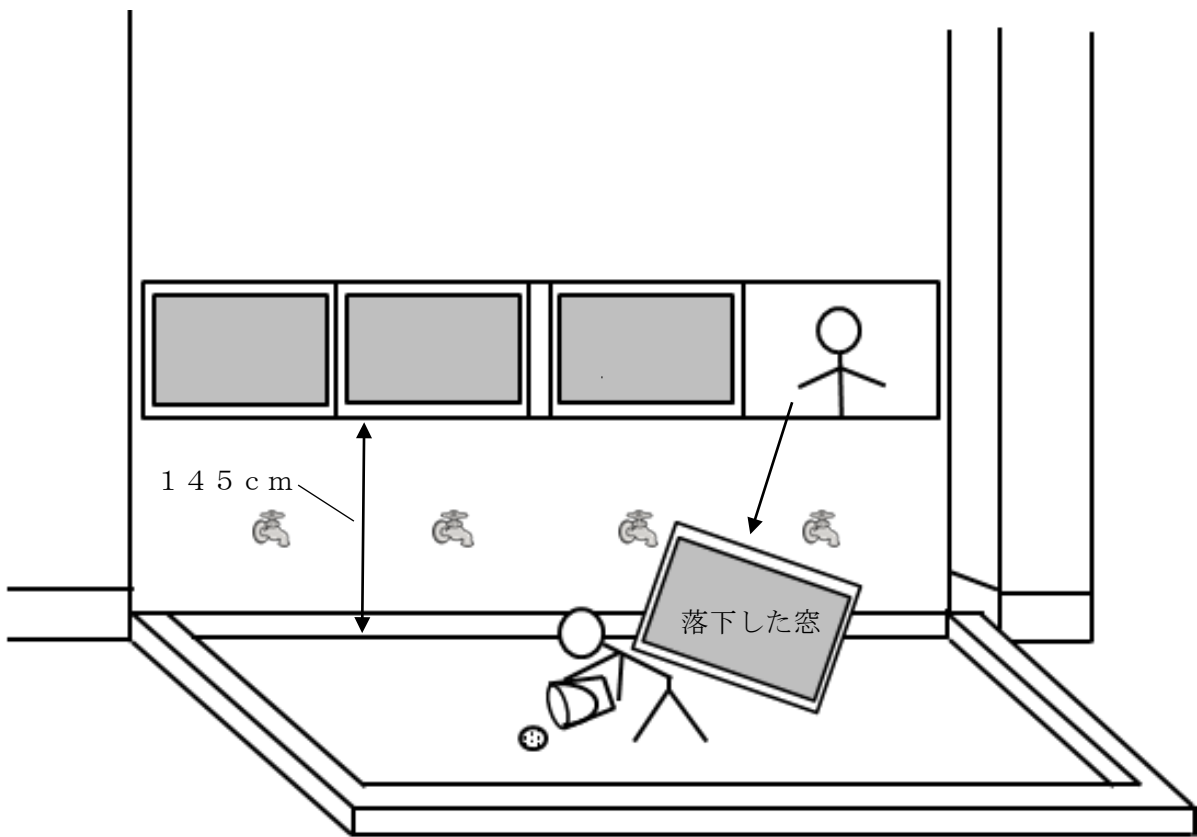
事故発生後、負傷した児童（以下「相手方」という。）と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。

なお、市内の全ての小中学校において、経年劣化による窓枠の歪み、窓の戸車の不具合等によりスムーズに開閉できない箇所を点検し、是正が必要な箇所には、対策を講じた。

3 示談内容

大村市は、相手方に対し、慰謝料等の全額179,843円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。

事故発生状況図



工事請負契約の変更について（報告第12号関係）

- 1 工 事 名 東浦漁港海岸保全施設（離岸堤）整備工事
- 2 契約の相手方 佐世保市天満町2番30号
門田建設株式会社
代表取締役 門田 治男
- 3 変 更 理 由 離岸堤の基礎部分について被覆石工の施工部分を延長するとともに、一部の場所において消波工を追加するため。
- 4 経 過

	契約金額	変更金額	工期
当初契約 (令和元年10月23日締結)	126,804,700円 ※予定価格140,365,500円	—	令和元年10月25日から 令和2年3月3日まで
第1回変更契約 (令和2年1月14日締結)	同上	—	令和元年10月25日から 令和2年3月31日まで
第2回変更契約 (令和2年2月28日議決)	156,530,000円	29,725,300円	令和元年10月25日から 令和2年7月31日まで
今回変更契約	164,179,400円	7,649,400円	同上

農道上の自動車破損事故について（第51号議案関係）

1 経緯

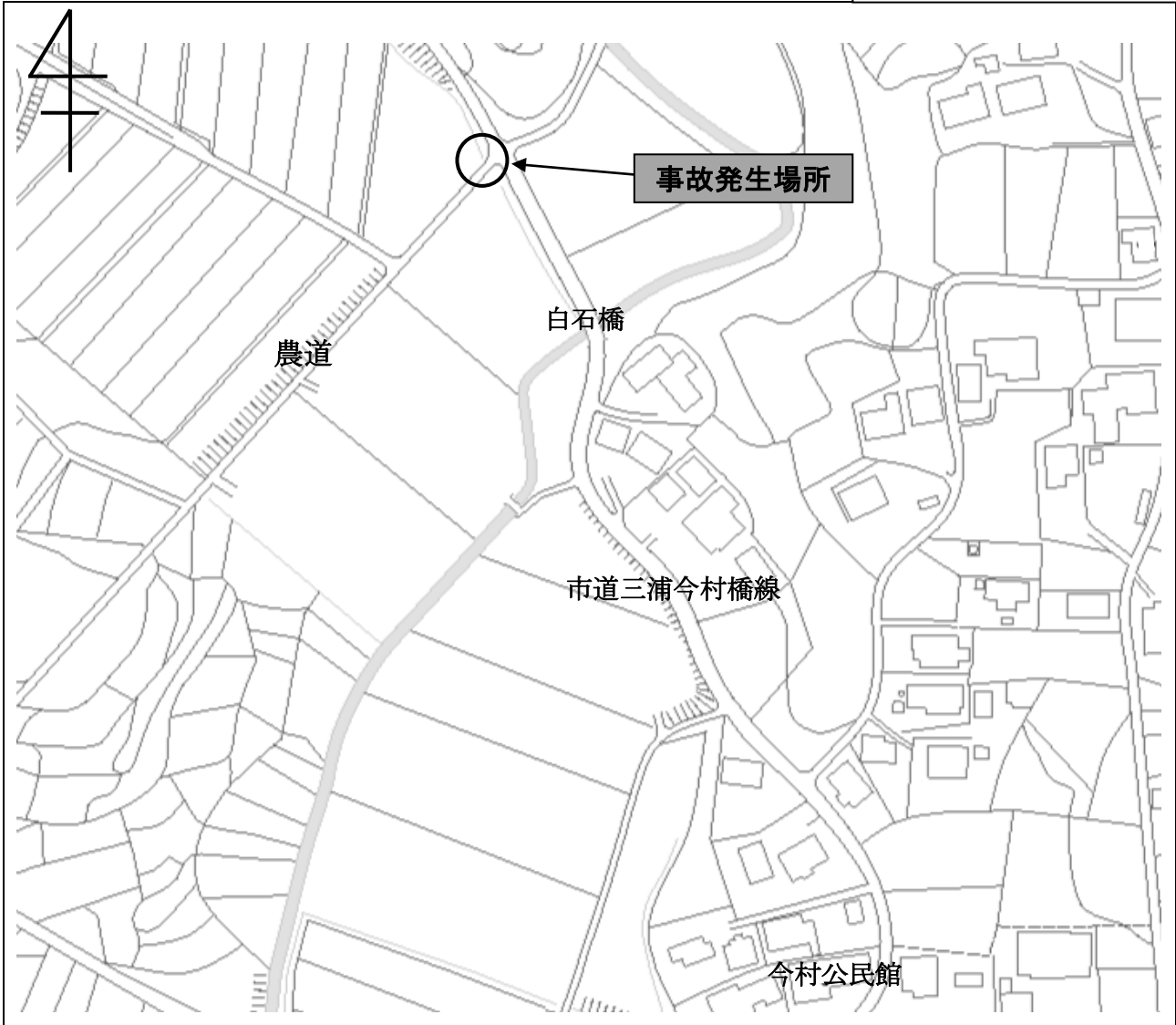
令和2年3月28日午後4時30分頃、■■■■氏（以下「相手方」という。）使用の大型貨物自動車が大村市今村町の農道を走行していたところ、道路が陥没し、左後輪が陥没箇所（縦120cm、横80cm、深さ80cm）にはまり、ホイール及び車両底部に設置されたクレーン操作用の制御装置を損傷した。

2 事故の原因及び処理

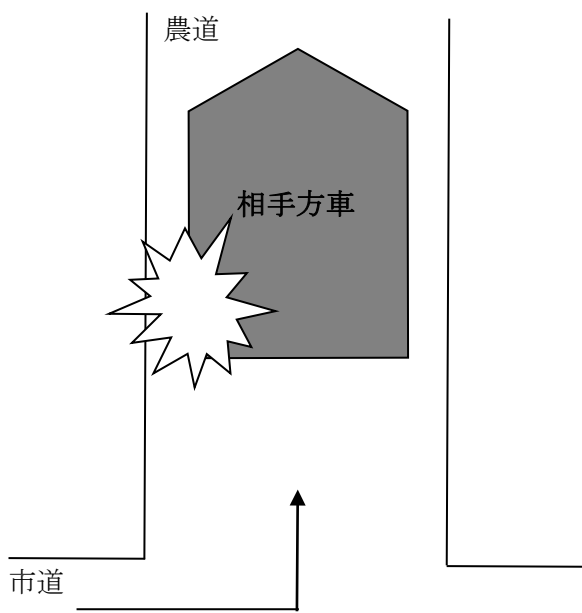
事故の原因は、山水等による長期の侵食により、道路の舗装下に空洞が発生したためである。事故発生後、陥没箇所の復旧工事を行った。

3 示談内容

大村市は、相手方に対し、修理費等の全額540,540円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図 1 (平面図)



詳細図 2 (前面図)

